

4K・8K実用放送の再放送等を行うための制度整備

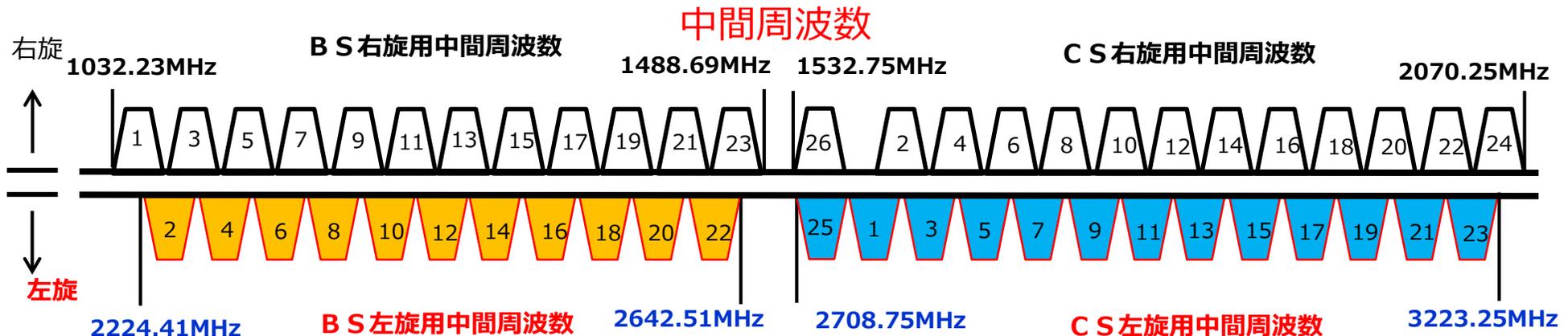
(左旋円偏波利用のための中間周波数の追加)

1.経緯

有線一般放送における、BS及び東経110度CSの左旋用中間周波数を利用した4K・8K放送の再放送等については、「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」の放送システム委員会報告(平成26年12月9日)において、今後の検討課題とされていたところ。

2.改正概要

- 有線一般放送においては、BS及び東経110度CSによる放送(12GHz帯(右旋円偏波利用))の再放送等を行うために、「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」にて、搬送波の周波数として(1.0~2.1GHz帯(中間周波数))を規定している。
- 4K・8K実用放送(12GHz帯(左旋円偏波利用))が2018年12月に開始されることから、有線一般放送においても再放送等が行えるよう、4K・8K実用放送(左旋円偏波利用)の中間周波数帯(2.2~3.2GHz)を搬送波の周波数として追加等を行うものである。



○今後のスケジュール (予定)

- 2月 放送システム委員会 (メール審議)
- 2月中旬~3月中旬 パブリックコメント (30日間)
- 4月 電波監理審議会諮問、答申
答申を受けた後、公布・施行

左旋円偏波利用のための中間周波数の追加の経緯

1. ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入

有線一般放送においては、BS及び東経110度CSによる4K・8K放送の再放送等を行うために、「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」（平成18年9月28日情報通信審議会諮問第2024号）（平成26年12月9日）の一部答申を受け、平成27年3月20日に関係省令等の改正を行った。

2. 検討課題

新たに導入された左旋円偏波を利用した4K・8Kの再放送に関して、一部答申と同日付けの放送システム委員会報告において、左旋用中間周波数の追加については以下のとおり今後の検討課題とされた。

- ① BS左旋用中間周波数：利用可能となった時点で検討することとし、今後の検討課題とすることが適当である。
- ② 110度CS左旋用中間周波数：ケーブルテレビとの関係も考慮された技術的な検討がARIB等において行われ、解決の目処がついた時点で、検討することが適当である。

3. 現状

- ① BSによる4K・8K放送（左旋円偏波利用を含む。）を行うための放送衛星B-SAT4aの打上げが成功（平成29年9月30日）し、平成30年12月1日から実用放送を開始する予定である。
- ② 110度CS左旋用中間周波数については、技術的な検討がARIB等において行われ、ARIB STD-B63（平成27年3月17日1.1改定版）にて規格化済み。

4K・8K実用放送の再放送等を行うための制度整備

(左旋円偏波利用のための中間周波数の追加)

省令	<p>有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 (平成二十三年総務省令第九十五号)</p> <ul style="list-style-type: none">・有線一般放送にて4K・8K実用放送(左旋円偏波利用)の再放送が行えるよう、4K・8K実用放送(左旋円偏波利用)の中間周波数帯(2.2~3.2GHz)を搬送波の周波数として追加する。
告示	<p>デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める告示</p> <p>(平成二十七年総務省告示第九十五号)</p> <ul style="list-style-type: none">・多重フレームの搬送波の総数について、1~255に改める。

4K・8K実用放送の再放送を行うための制度整備

改正条項概要

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令

- ・ **第18条及び19条**

有線テレビジョン放送の搬送波及び受信者端子における周波数について、BS左旋中間周波数（2224.41MHzから2642.51MHz）及び110度CS左旋中間周波数（2708.75MHzから3223.25MHz）を追加する。

- ・ **第19条表中**

BS/110度CS左旋用の局部発振周波数（9.505GHz）を追加する。

- ・ **第20条**

他の有線テレビジョン放送の受信及びそれ以外の用途に使用する設備に障害を与えず又受けないよう、BS左旋中間周波数（2224.41MHzから2642.51MHz）及び110度CS左旋中間周波数（2708.75MHzから3223.25MHz）を追加する。

- ・ **別図第四**

現行規定では分割されたTLVパケット長が184バイトの場合の処理が出来ないことから、処理可能となるよう追記する。

デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める告示

- ・ **別記第7**

多重フレームの搬送波の総数について、1～255に改める。